

## 記者発表資料

令和元年 8月22日(木)

### 日高市

市民生活部 環境課 生活環境担当

Tel042-989-2111 内線 3392

課長 相磯 剛啓

担当者職・氏名 主幹 稲垣 衛

# 日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例制定に伴う市長コメント

本日開催の令和元年第4回日高市議会臨時会において、「日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を可決いただき、即日、公布ならびに施行し、あわせて規則およびガイドラインを改正いたしました。

本条例等は、市内における太陽光発電設備の適正な設置、維持管理および撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、当市の良好な環境および景観の保全を図ることを目的としたものです。

当市の豊かな自然を、市民共有の財産として保全していくため、一刻も早い条例の制定が必要と判断したものであり、今後、条例等に基づき適正な対応を図ってまいります。